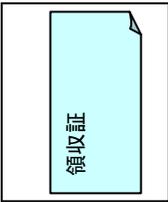


フィリピン国指定検査料 領収証貼付用紙

受入国	フィリピン	○	○	×	×
職種/指導科目					
氏名					

この用紙にはフィリピン国指定検査に係る領収証(オリジナル)を貼ってください。
コピーは支給の対象になりません。

◆重ね張り不可◆折り曲げ貼り付け不可◆裏面貼り付け不可◆

- ① 領収証はこの枠内に貼付して下さい。また、領収証が複数の場合は受診日の古い順に番号をふり、すべての項目が見えるように貼り付けてください。貼り付けスペースがない場合は別途白紙に貼り付けてください。
 - ② 領収証を貼付する前に必ず以下の必要事項を確認し各項目にレを付け、その上で領収証の貼付をお願いします。
 - 診断・検査を受けた医療機関が発行した「領収証」であるか。
 - 領収証宛名に本人氏名が記入してあるか。
 - 金額が明記されているか。
 - 但し書きに(「検査料」または「転記料」)であることが明記されているか。(治療費、投薬費、処方箋料等は支給の対象となりません。)
 - 医療機関名が明記されているか。
 - 医療機関の領収印があるか。
 - 外国語で記入された領収証の場合、和訳がついているか。
- ※ 上記を満たしていない場合、支給の対象とならないことがあります。